

# 資料編

○語句説明 .....	1
○食に関するデータ	
1. 食料自給率 .....	3
2. 環境こだわり農業栽培面積の推移 .....	4
3. 農業体験学習の実施校数の推移	
4. 子どもの朝食等について .....	5
5. 学校給食について .....	9
6. 肥満の状況 .....	11
7. エネルギーの栄養素別摂取構成比 .....	12
8. 食塩摂取の状況 .....	13
9. 食品別摂取量の状況 .....	14
10. 野菜摂取量の状況 .....	15
11. 朝食について .....	16
○年齢に応じた食育の推進 .....	17
○食育基本法 .....	18
○食育推進基本計画の概要 .....	26
○滋賀県食育推進計画策定経過 .....	32
○滋賀県食育推進協議会設置要綱と委員名簿 .....	34

### ● 栄養教諭

児童・生徒の栄養の指導および管理をつかさどる教員のこと。（学校教育法第28条第8項）小中学校等における食育の推進をめざして平成17年度から設置された。

### ● 環境こだわり農産物

化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産されたものとして滋賀県が認証した農産物。

### ● 「滋賀の健康・栄養マップ」調査

県民の健康および栄養に関する現状と課題を把握するために、昭和61年度より5年に一度実施している調査。

### ● JAS法

「農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する法律」の略称。

この法律は、「JAS規格（日本農林規格）」と「食品表示（品質表示基準）」の2つのことを定めており、農林物資の生産・取引・消費の合理化や、消費活動の適性化を図ることを目的としている。

### ● 食生活指針

10項目から構成される食生活に関する基本的な指針。平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上および食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

### ● 食事バランスガイド

平成17年6月に「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したもの。望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されている。

### ● 棚田オーナー

棚田の美しい景観や生き物豊かな農地を生かして、地域外住民の参加により地域の農地を守っていく仕組み。地域外住民から会員（オーナー）を募集し、会費を徴収する。会員は割り当てられた一定区画の水田で、田植えや稲刈りなど農作業体験をし、収穫物を受け取るといった手法がとられている。

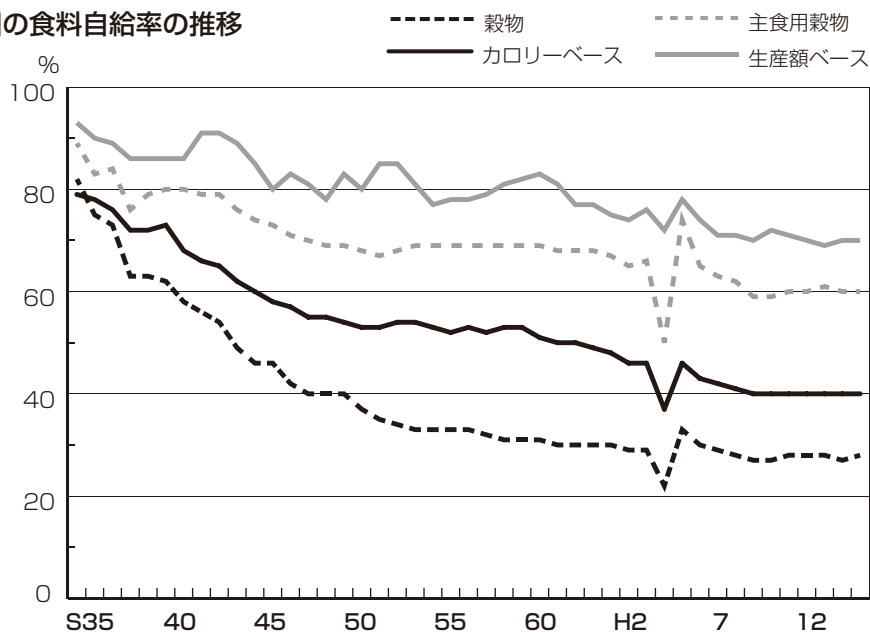


# 食に関するデータ

## 1. 食料自給率

わが国の食料自給率は年々低下し、近年は低位で安定しています。高度経済成長期にはパン原料の小麦や家畜飼料の輸入が拡大し、日本人の食生活は急速に欧米化していきました。

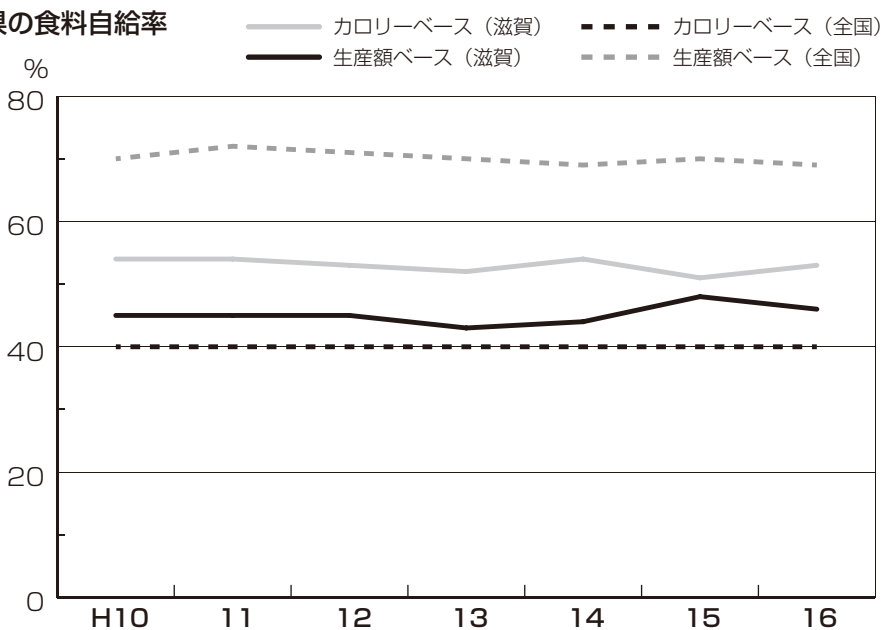
わが国の食料自給率の推移



出典：農林水産省

本県は米の自給率が高いためカロリーベースでは全国平均を上回っていますが、単価の高い園芸品目や畜産、魚介類の自給率が低いため生産額ベースでは低い値を示します。

滋賀県の食料自給率

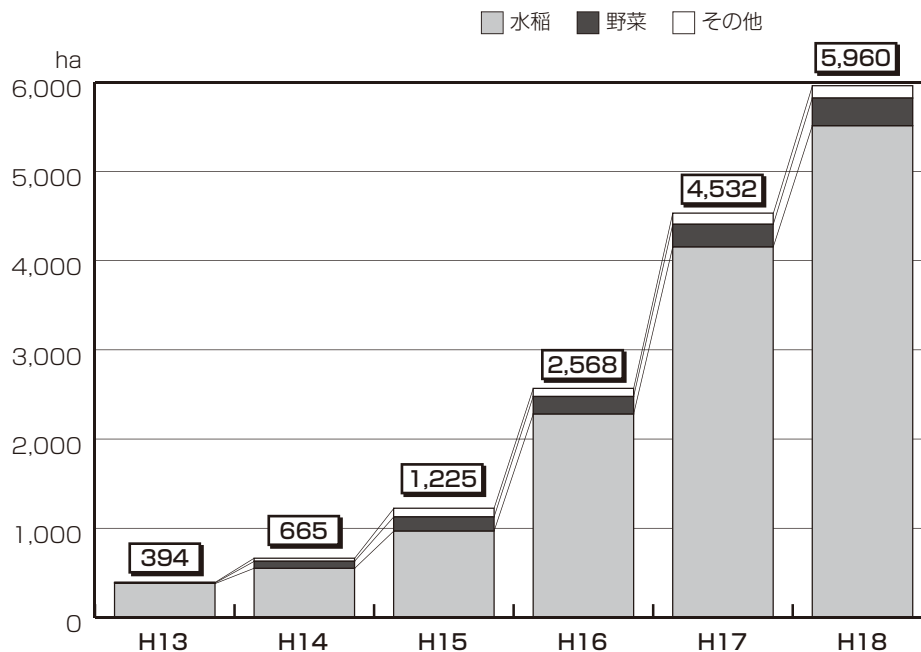


出典：農林水産省

## 2. 環境こだわり農業

本県は、琵琶湖をはじめとする環境に配慮した生産方式である環境こだわり農業を進めています。環境こだわり農産物認証制度創設以降、栽培面積は増加し続けています。

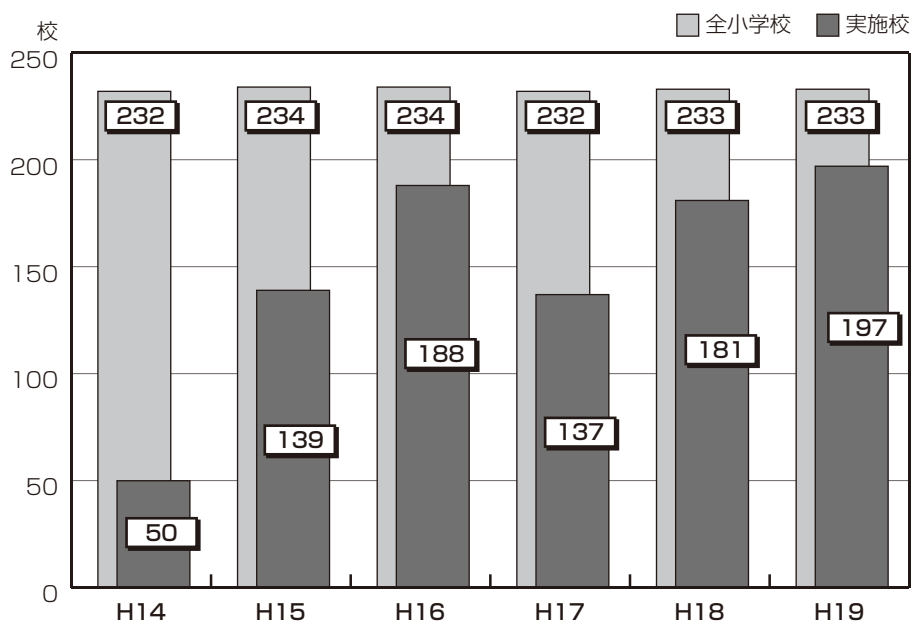
環境こだわり農産物栽培面積の推移



## 3. 農業体験学習

平成14年度から、小学校が取り組む農業体験学習に対し支援を行っています。この田んぼの学校推進事業は、現在、約8割の小学校で取り組まれています。

田んぼの学校推進事業実施校数の推移

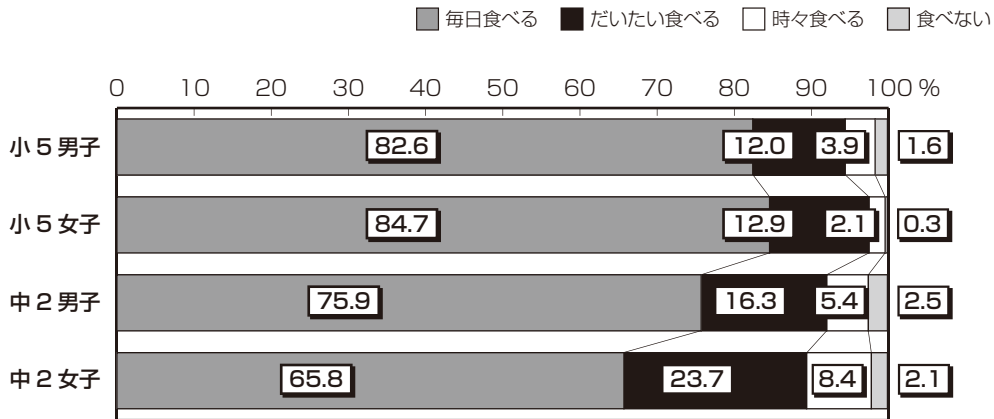


## 4. 子どもの朝食等について

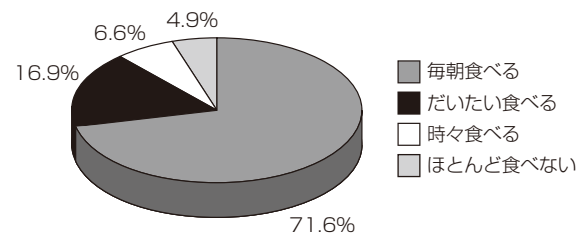
### (1) 朝食摂食状況

平成17年度「児童生徒の食事調査」結果（抜粋）

「だいたい」「毎日」朝食を食べるのは小学生で96.2%、中学生で90.8%です。

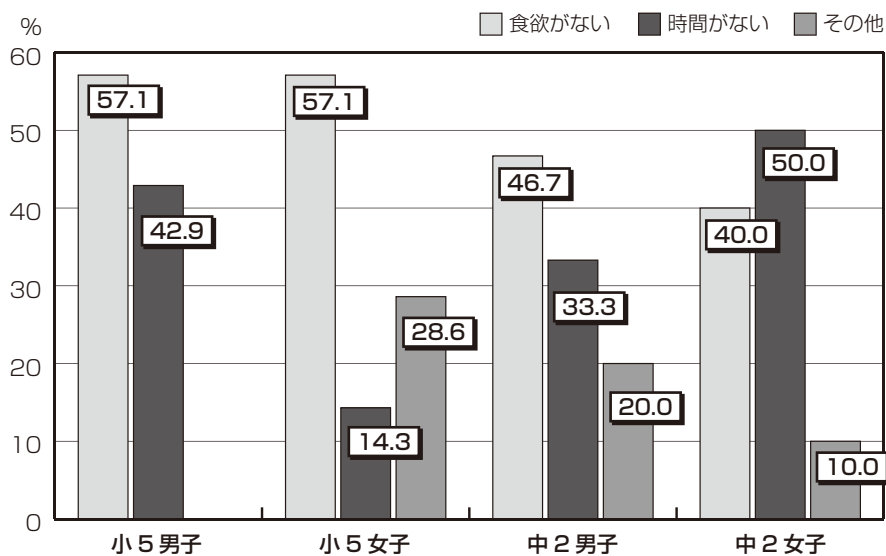


高校2年生 朝食摂食率 (H18 県教委調べ)



### (2) 朝食を、「時々食べる」「食べない」理由

小学生では「食欲がない」、中学生ではさらに「時間がない」ことも理由としています。



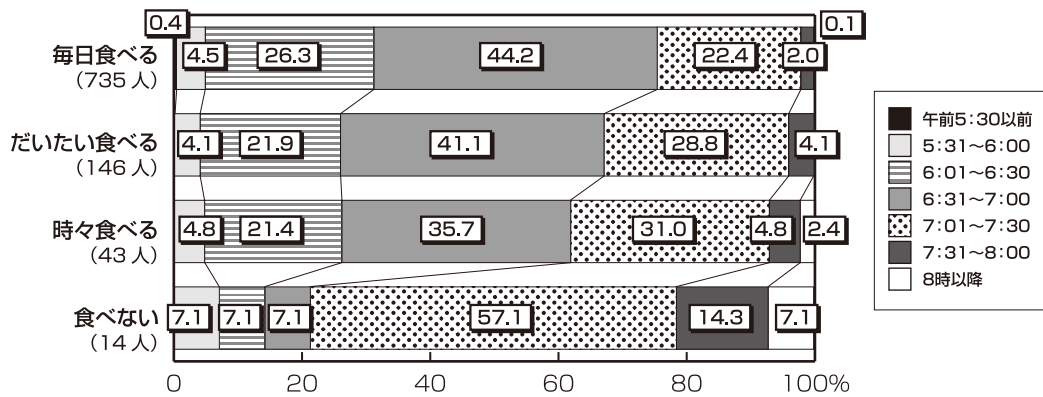
その他 小5女子：土・日は気持ちが悪くなるから、無記入  
 中2男子：面倒くさい、食べるとお腹が痛くなるから  
 中2女子：面倒くさい



## (3) 朝食と生活習慣

毎日朝ごはんを食べる子の3/4は6時半までに起きています。  
 食べない子は起きる時間が遅く、8割が7時以降に起きています。

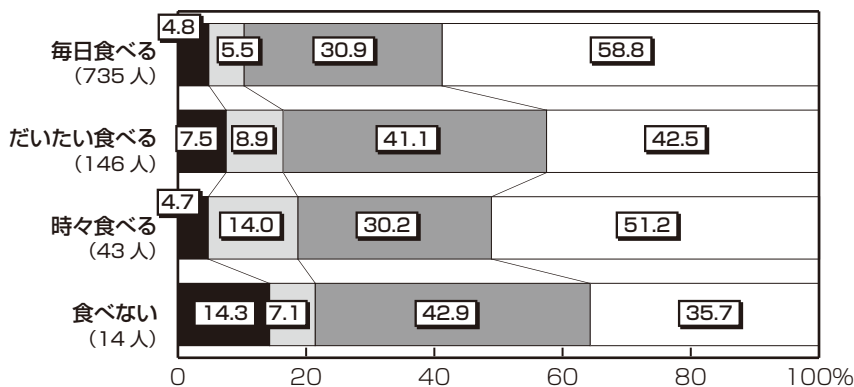
## ① 朝食と起きる時刻



- ・「毎日食べる」と答えた75.4%が、午前7時までに起きています。
- ・「食べない」と答えた78.5%は、午前7時以降に起きています。

## ② 朝食と夜食

(朝食)

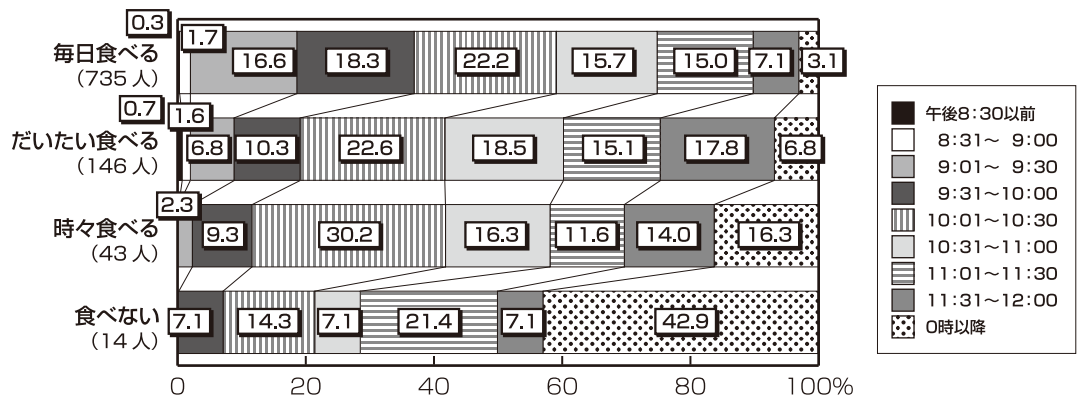


(夜食)

- ・朝食を毎日食べていると答えた58.8%は、夜食を「食べない」と答えています。
- ・朝食を食べないと答えた21.4%が、夜食を「毎日食べる」「だいたい食べる」と答えています。

毎日朝食を食べる子の3/4は夜11時までに寝ています。  
 食べない子は寝るのが遅く、4割が深夜0時以降です。

③ 朝食と寝る時刻



朝ごはんできていいこといっぱい！



体のスイッチ ON



頭のスイッチ ON



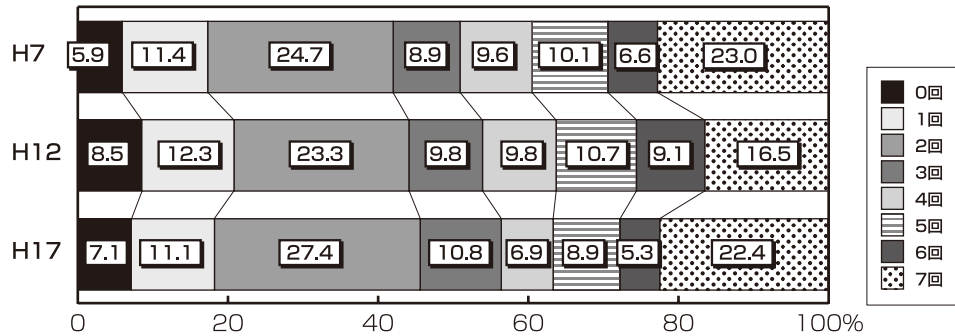
心のスイッチ ON



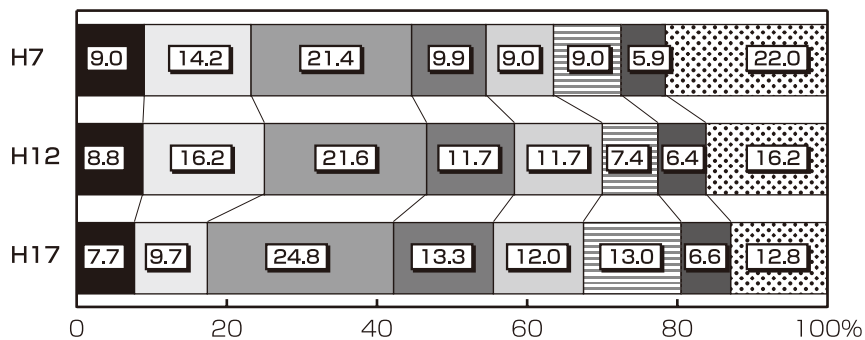
## (4) 家族での夕食（週に何回）

中学生では、家族そろって夕食を食べる回数が減ってきています。

(小学校5年生)



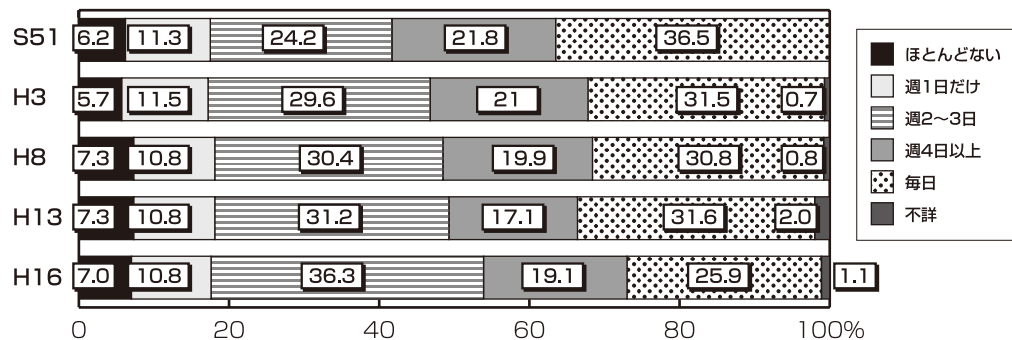
(中学校2年生)



- ・毎日、家族全員がそろって食べるのは、小学生は22.4%、中学生は12.8%です。
- ・週4回以上そろって食べる家庭は、小学生で43.5%、中学生で44.4%であり、小学生では減少していますが、中学生はほぼ同様の値です。

## 参考

## 家族そろって夕食をとる頻度（全国調査）



資料：厚生労働省「児童環境調査」（平成13年度以前）「全国家庭児童調査」（平成16年度）

## 5. 学校給食について

### (1) 学校給食における地場産物の活用状況（食材数ベース）

国の食育推進基本計画において、学校給食における地場産物を活用する割合を、平成22年度まで30%以上とすることを目指している。県においては、平成23年度に25%以上を目指すこととしている。

	平成16年度	平成17年度	食育推進基本計画 目標数値
全国平均	21.2%	23.7%	平成22年度 30%以上
滋賀県平均	14.4%	15.5%	平成23年度 25%以上

- (注) 1 公立小・中学校の完全給食実施校のうち各学校種ごとに、単独調理場方式の学校については50校に1校の割合で、共同調理場方式の学校については、50場に1場の割合で選定した学校を文部科学省に報告した結果である。(滋賀県内 対象校 6校)
- 2 6月と11月の第3週の各5日間の学校給食の献立に使用した食品のうち、県内で生産、収穫、水揚げされた食材の使用率（食材数ベース）である。
- 3 調味料は除く。

### (2) 米飯給食実施状況

(完全、補食給食市町平均 回/週5回)

		パン	ソフトメン	米飯
小学校	単独校	1.66	0.28	<b>3.06</b>
	共同調理場	1.39	0.26	<b>3.34</b>
	平均	1.47	0.27	<b>3.25</b>
中学校	単独校	1.46	0.25	<b>3.29</b>
	共同調理場	1.37	0.26	<b>3.36</b>
	平均	1.39	0.26	<b>3.34</b>

(3) 郷土料理および郷土の特産物を使用した給食の実施状況

(平成17年度分)

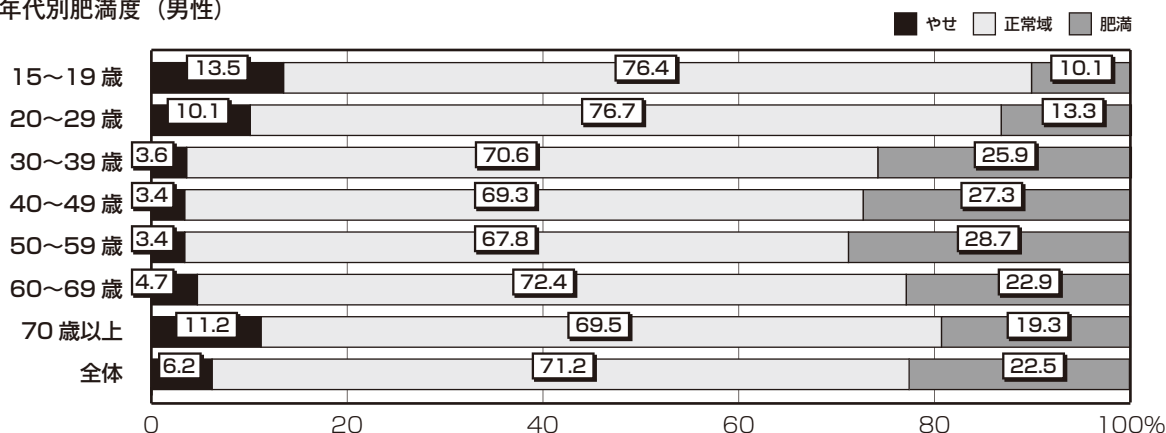
	主 な 料 理 名
ごはんもの	たけのごはん、くりわかめごはん、だいこん菜めし、いもごはん、くるみ寿し、紫黒米ごはん、赤米ごはん、赤飯、おはぎ
汁 も の	お講汁、打ち豆汁、呉汁、干し菜汁、かんぴょう汁、かぶらの味噌汁、いものこ汁、ずいきのみそ汁、さつま汁、ミニカボチャみそ汁、七葉汁、湯葉入りすまし汁、かぶら汁
煮 も の	赤こんにゃくのかつお煮、赤こんにゃくの田楽、赤こんにゃくの煮もの、近江牛のじゅんじゅん、多賀鍋、大豆のいそ煮、たくあんのぜいたくに煮、牛肉のしぐれ煮、切干大根の旨煮、おから煮、たたきごぼう、にしんす、ねごんぼ、だいこんだき、昆布巻き、ごぼう煮
揚げもの	揚げ豆腐のゆずみそかけ
あえもの	だいこんなます、しらあえ、酢味噌あえ、春菊入りお浸し、日野菜あえ、春菊入りごまあえ
漬けもの	赤かぶ漬け、日野菜漬け、ゆず大根
そ の 他	ぜんざい、でっちようかん、いがまんじゅう
湖魚等を使ったもの	<p>アメノイオごはん</p> <p>こあゆのあめだき、こあゆのフリッター、こあゆの天ぷら、こあゆの南蛮漬け、こあゆのから揚げ、こあゆのあめ煮、こあゆの磯香揚げ、こあゆ佃煮、こあゆ豆</p> <p>あゆの塩焼き、あゆの甘露煮</p> <p>いわなの塩焼き</p> <p>びわますフライ、びわますの南蛮漬、びわますのパン粉焼き、びわますの塩焼き、びわますのマヨネーズ焼き、びわますのバター焼き、びわますの照り焼き、びわますのねぎだれかけ、びわますのケッチャップあえ、びわますのみそマヨネーズ焼き、びわます唐揚げ</p> <p>ます飯、ますの甘露煮、ますのタルタル焼き</p> <p>にじますの塩焼き、にじますの照り焼き、にじますの南蛮漬け</p> <p>わかさぎの天ぷら、わかさぎの南蛮漬、わかさぎの唐揚げ、わかさぎカレー揚げ、わかさぎのアーモンドからめ、わかさぎのケッチャップあえ、わかさぎのエスカベージュ</p> <p>すじえびのかき揚げ、えび豆、えび豆ご飯、えび大根</p> <p>しじみご飯、しじみの味噌汁、しじみ豆、しじみと大根の煮つけ、石貝のしぐれ煮、石貝豆</p> <p>いさざ豆</p> <p>ごり豆、ごりの佃煮</p> <p>ふなずし、こいのピーナッツがらめ</p> <p>もろこのねぎだれかけ、もろこの南蛮漬、もろこと大豆の南蛮漬け</p>

## 6. 肥満の状況

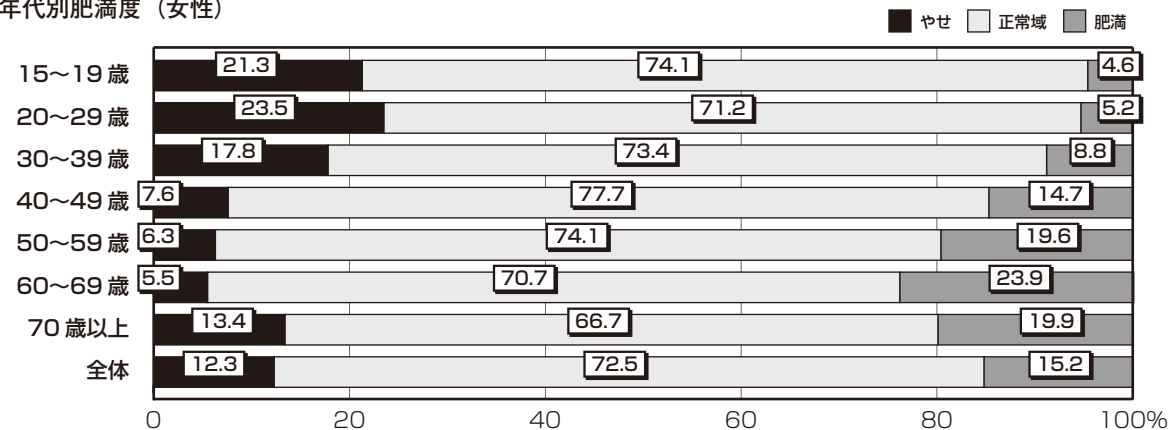
平成16年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査結果（抜粋）

30～59歳の男性について約1/4が肥満となっています。やせについては、男女とも若い世代と70歳以上が多く、女性の15～29歳のやせは約2割となっています。

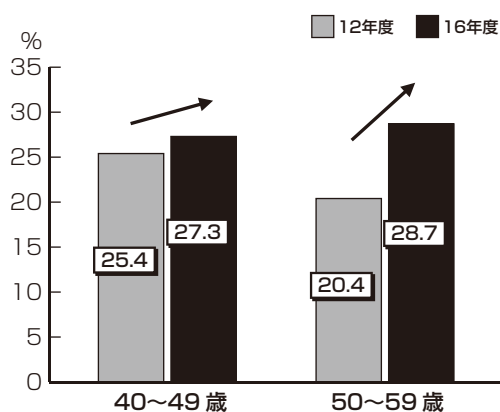
年代別肥満度（男性）



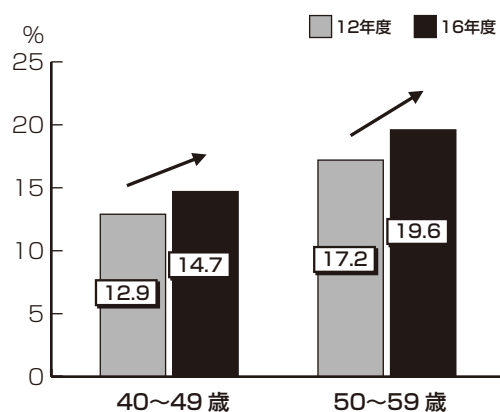
年代別肥満度（女性）



男性の肥満



女性の肥満



### 健康コラム

**BMIとは、**体重と身長から肥満度を求めるものです。

BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

BMI 18.5未満「やせ」 18.5以上25.0未満「正常域」 25.0以上「肥満」

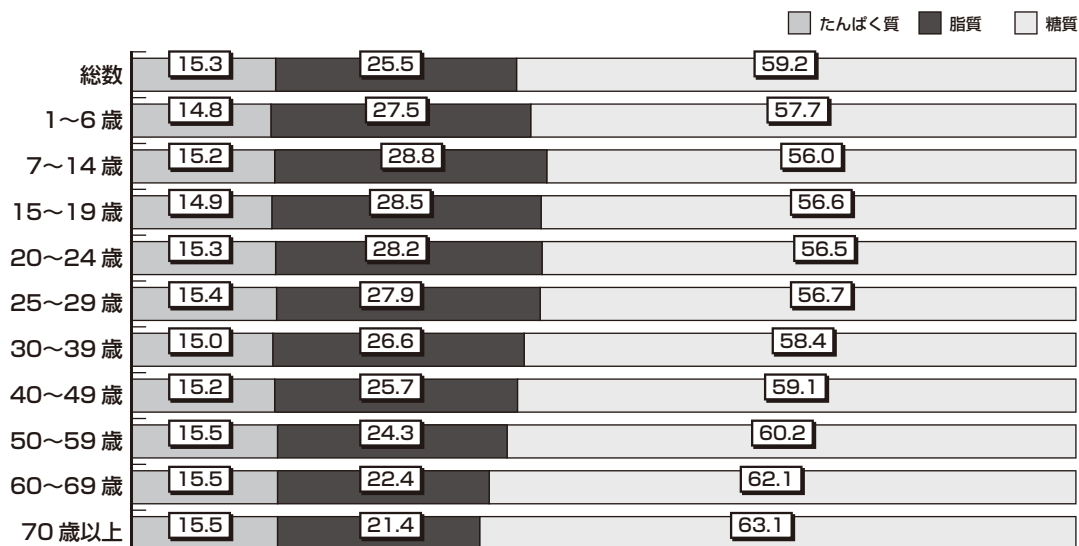
**適正体重は** 身長 (m) × 身長 (m) × 22で求められます。



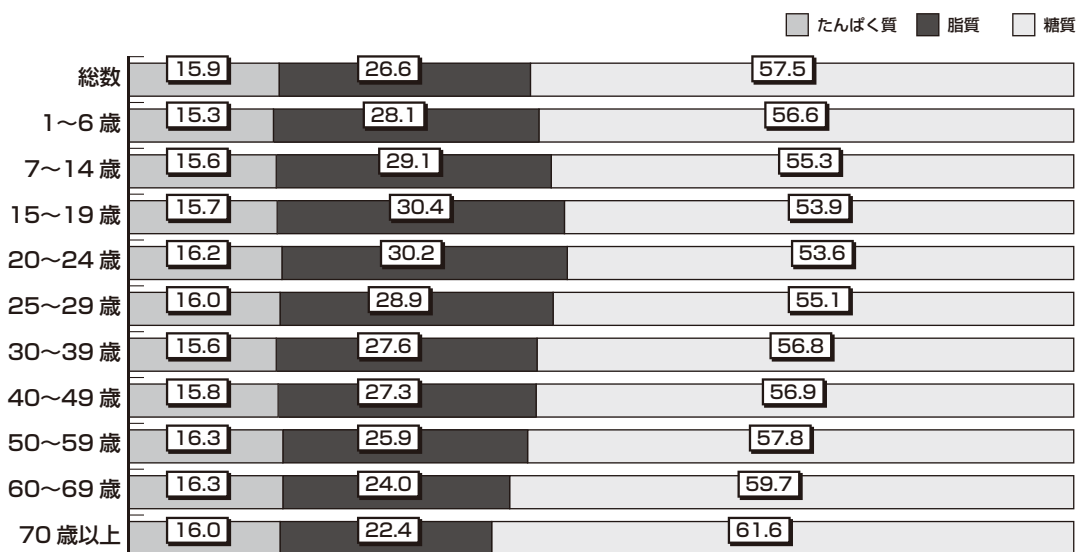
## 7. エネルギーの栄養素別摂取構成比

エネルギーのうち、脂肪からのエネルギー摂取割合は、男性の20～40歳代と、女性の20～50歳代で25%をこえていました。

エネルギーの栄養素等摂取構成比（年齢階級別・男性）



エネルギーの栄養素等摂取構成比（年齢階級別・女性）



### 健康コラム

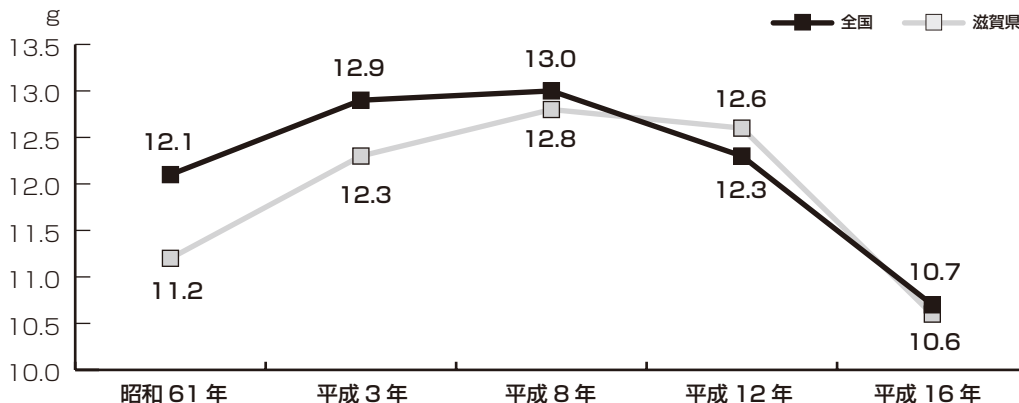
脂肪エネルギー比率が高くなると、エネルギー摂取量が大きくなり、ひいては肥満耐糖能異常や高脂血症が増加し、動脈硬化の危険性が高くなることが報告されており、疫学研究においても動脈硬化症疾患予防のために30%を超えないことが望ましいとされています。



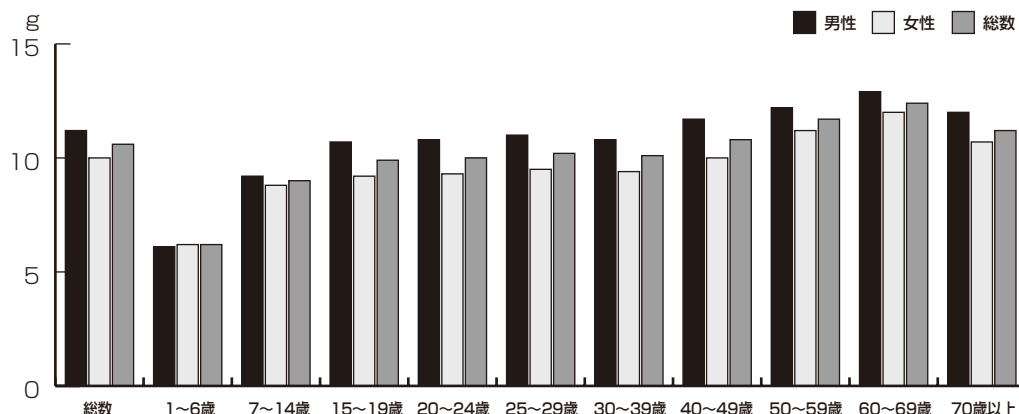
## 8. 食塩摂取量の状況

食塩の平均摂取量は10.6gとなっています。性別、年代別にみると、男性は15歳以上の全ての年代で10gを超えていました。特に50代以上の男性、60代の女性は摂取量が12gを超えていました。

食塩摂取量の年次推移



食塩摂取量（性別・年齢階級別）



	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
男性	11.2	6.1	9.2	10.7	10.8	11.0	10.8	11.7	12.2	12.9	12.0
女性	10.0	6.2	8.8	9.2	9.3	9.5	9.4	10.0	11.2	12.0	10.7
総数	10.6	6.2	9.0	9.9	10.0	10.2	10.1	10.8	11.7	12.4	11.2

### 健康コラム

**塩分**は高血圧、心臓病、脳卒中などの脳血管疾患や胃がんと深い関係にあります。塩分をとるとナトリウムイオンが血管壁にしみこみ血管が収縮して血圧が上昇し、また、ナトリウム濃度を下げようとするために水分摂取量が増え、腎臓と心臓に負担がかかって血圧が上がります。ナトリウムは加工食品や調味料だけでなく、一般の食品にも含まれています。

**食塩の目標摂取量は**10g未満ですが、総菜や弁当、加工食品、塩味の濃いスナック菓子や外食が増えて目標はなかなか達成できません。素材本来の味にうまみ・辛味・酸味等をいかして意識して薄味にしましょう。

**身近な食品の塩分量は**、塩小さじ1杯で5gの塩分、しょうゆ小さじ1杯で1g、みそ汁1杯で約1.5gの塩分量になります。

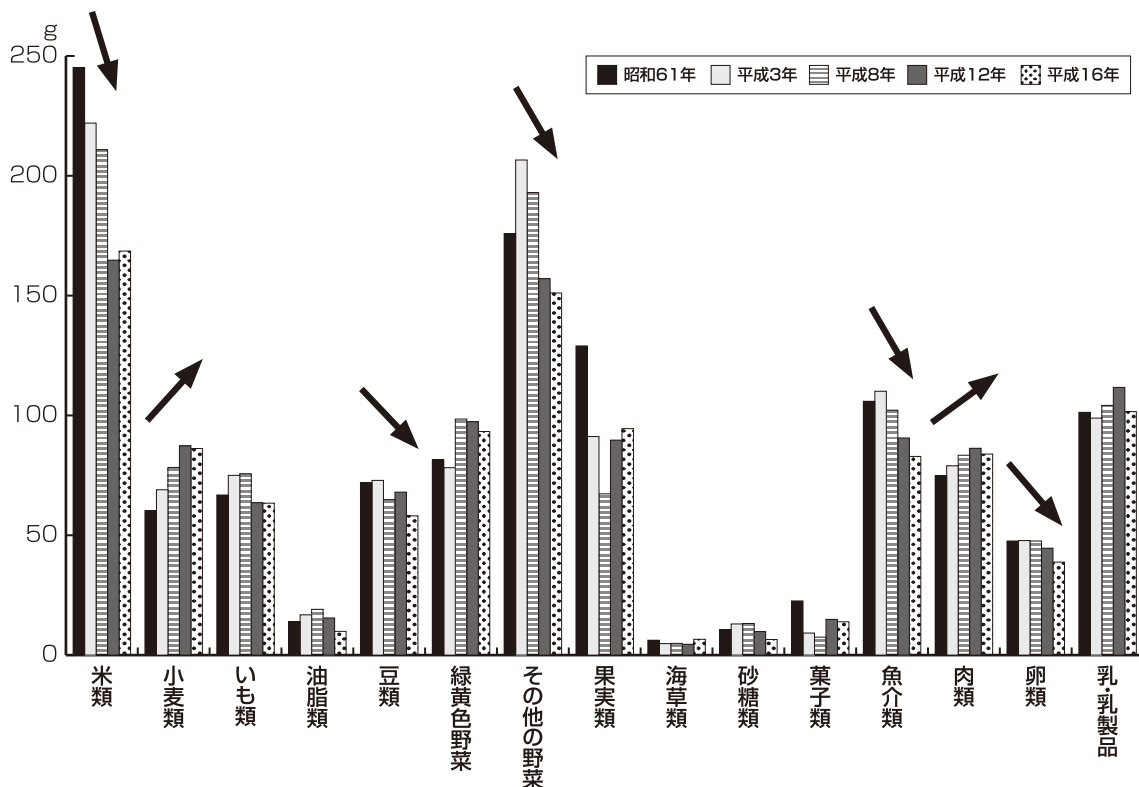


## 9. 食品群別摂取量の状況

食品群別の摂取量変化を昭和61年からみると、減少傾向にあるのは米類、豆類、その他野菜類、魚介類、卵類でした。また増加傾向にあるのは、小麦類、肉類でした。

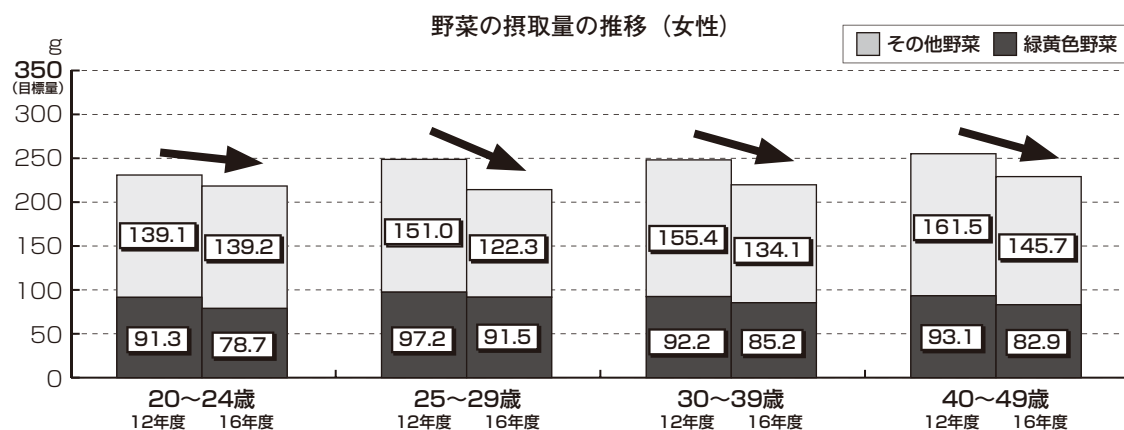
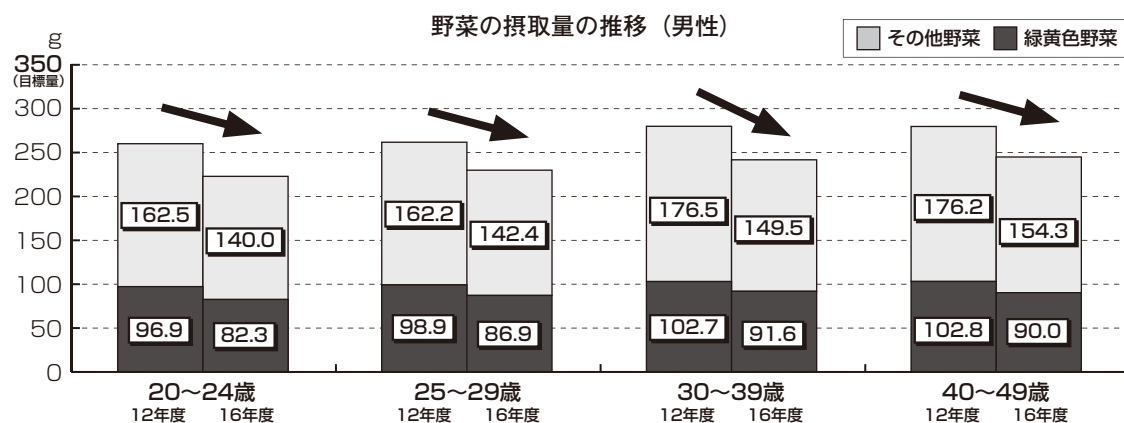
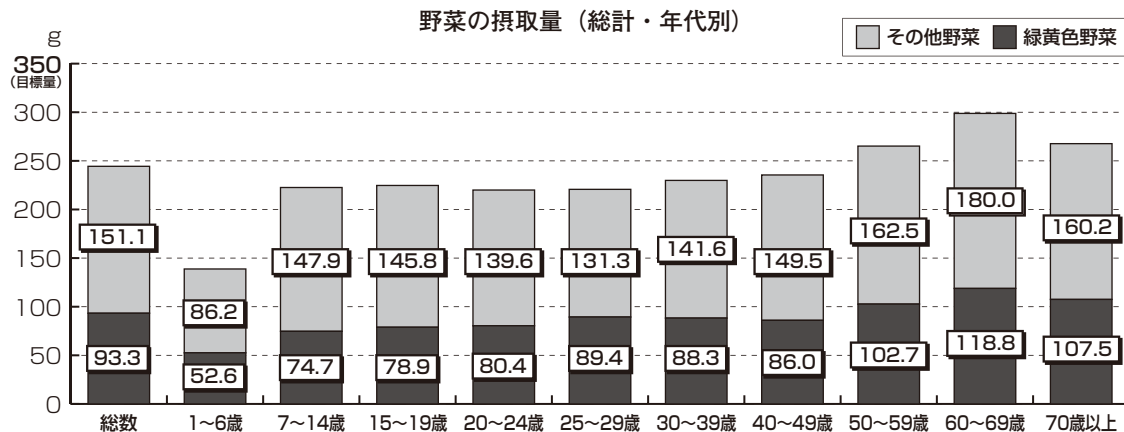
		昭和61年 (g)	平成3年 (g)	平成8年 (g)	平成12年 (g)	平成16年 (g)
穀類	米類	245.2	222.0	210.9	164.8	168.6
	小麦類	60.3	69.0	78.3	87.3	86.2
いも類		66.8	75.0	75.7	63.6	63.4
油脂類		13.9	16.8	19.1	15.5	9.9
豆類		71.9	72.9	64.9	68.0	58.1
緑黄色野菜		81.5	78.2	98.5	97.4	93.3
その他の野菜		175.9	206.6	193.0	157.1	151.1
果実類		129.0	91.2	67.3	89.7	94.5
海藻類		6.2	4.8	4.9	4.5	6.6
砂糖類		10.6	13.0	13.2	9.8	6.5
菓子類		22.6	9.2	7.5	14.9	13.9
魚介類		105.9	110.1	102.2	90.6	82.9
肉類		74.9	79.0	83.4	86.3	83.9
卵類		47.6	47.8	47.6	44.6	38.8
乳・乳製品		101.3	98.9	104.2	111.7	101.6

食品群別摂取量の年次推移



## 10. 野菜の摂取量の状況

野菜の平均摂取量は調査対象者の平均が244.4g、20歳以上の成人は255.4gで、1日の野菜摂取目標量の350gには、ほど遠い状況でした。特に20～49歳では平均にも及ばず、最も多い60歳代でも298.8gでした。



### 健康コラム

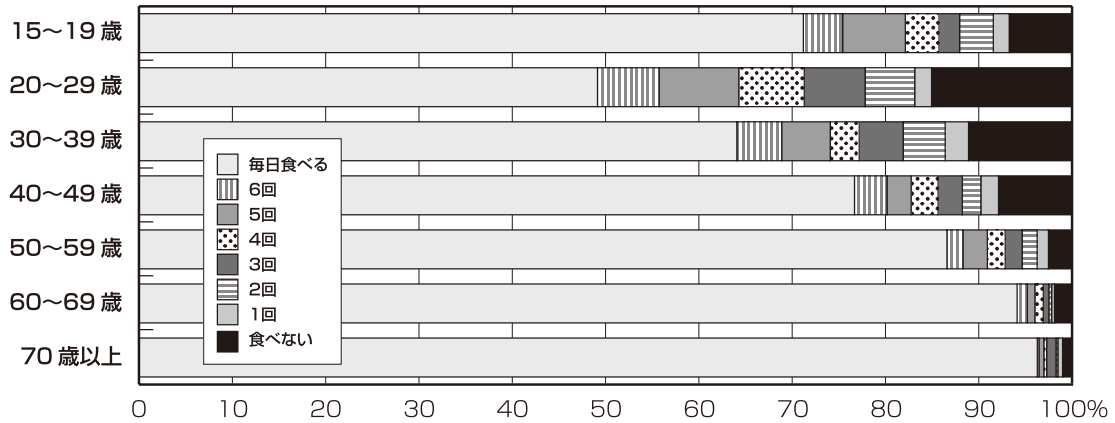
**野菜**はビタミン・ミネラル・食物繊維の供給源です。1日350g（小鉢5杯）を目標にとりましょう。350gのうち、緑黄色野菜を片手2杯（120g）、その他野菜を両手2杯（230g）とりましょう。野菜は火を通すことでかさが減り、量が食べやすくなります。



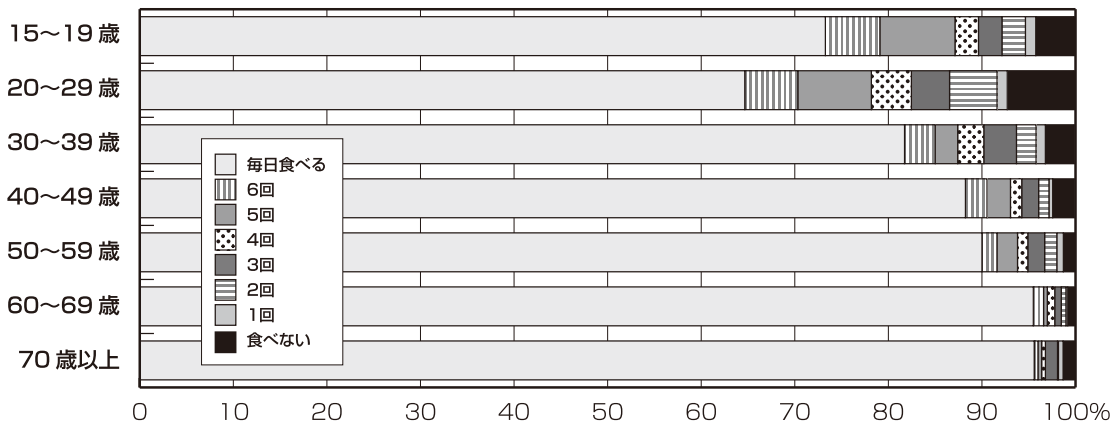
## 11. 朝食について

食べないと答えている人が女性よりも男性で多く、特に20～39歳でその割合が多い。  
 普段朝食を「食べない」人の割合は男女とも減少しているが、週4～5日以上食べない人の割合は、  
 15～39歳男性で、平成12年度よりも増加している。

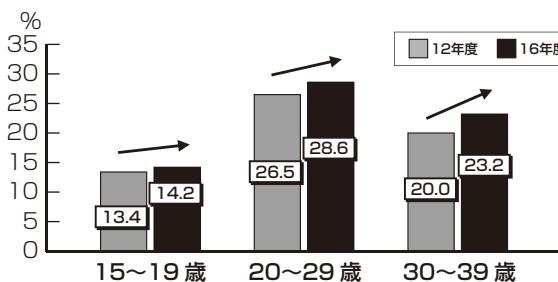
普段朝食を週に何回とるか（男性）



普段朝食を週に何回とるか（女性）



朝食を週に4～5日以上食べない男性の割合



H12 調査：朝食を「週4～5日食べない」「ほとんど食べない」と回答した人

H16 調査：普段朝食を週に何回とるかについて、「3回」「2回」「1回」「食べない」と回答した人

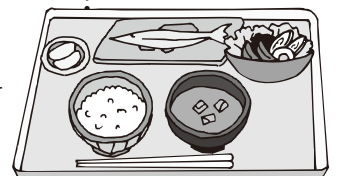
## 健康コラム

## 1日の生活リズムは朝食から

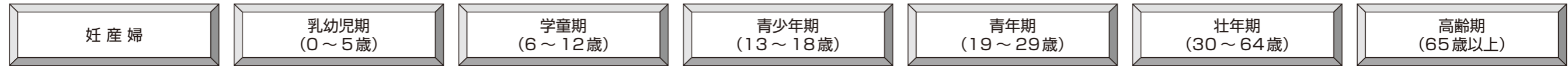
食事は活動するための大事なエネルギー源です。

筋肉は他にエネルギー源がなければ皮下脂肪を分解してエネルギーに出来ませんが、脳は血液中のブドウ糖しかエネルギー源にできません。朝食を抜くと脳がエネルギー不足の状態となり、午前中の仕事や勉強に集中できない原因となります。

快適な生活を送るためにも朝食をとることを心がけましょう。



# 年齢に応じた食育の推進



目 標

出産に備えて健康な身体をつくる

産前産後の健康的な身体を維持するために、バランスの良い食事をする

安心と安らぎの中で母乳（ミルク）を飲む心地よさを味わう

いろいろな食べ物を見て、触って、味わって、自分ですすんで食べようとする

おなかがすくリズムがもてる

食べたいもの、好きなものが増える

薄味に慣れるようにする

家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう

食べ物や身体のことを話題にする

栽培、収穫、料理を通して食べ物に触れはじめる

1日3回の食事や間食のリズムがもてる

食べ物にはいろいろな栄養素が含まれていることを学ぶ

主食、主菜、副菜のそろったバランスのよい食事がわかる

家族や仲間と一緒に食事作りや準備を楽しむ

自分の食生活を振り返り、評価し、改善できる

自然と食べ物との関わり、地域と食べ物との関わりに関心を持つ

食べたい食事のイメージを描き、それを実現できる

自分が「何を」「どれくらい」「どのように」食べたらよいかかわかる

一緒に食べる人を気遣い、楽しく食べることができる

自分の体の成長や体調の変化を知り、自分の体を大切にできる

食料の生産・流通から食卓までの過程がわかる

食品を選択する能力をつける

食に関わる活動を計画したり、積極的に参加したりすることができる

健康的な食生活を生活習慣として身につけ実行できる

家族そろって食事をする

地域に伝わる食事やマナーを子や孫に伝える

生活習慣病予防のために、適度な運動をする

**食育を実行するポイント年齢**

**20歳**

朝食をしっかり食べて、1日の生活リズムを整えましょう。自分の身体と活動量に見合う食事の量を知り、主食、主菜、副菜のそろったバランスのよい食事を食べましょう。意識的に野菜料理を食べるようにしましょう。

**40歳**

朝食はしっかり、夕食は軽めに食べて、1日の生活リズムを整えましょう。健康診断で自分の体を知り、バランスのとれた食事と適度な運動で生活習慣病を予防しましょう。特に、肥満に気をつけましょう。家族そろって食卓を囲み、家庭での食の学びを育みましょう。

**60歳**

朝食をしっかり、夕食は軽めに。土に親しみ、無理のない適度な運動を心がけましょう。定期的に健康診断を受けましょう。生きがいを持って、積極的に社会参加しましょう。料理に興味を持ち、自活できるようにしましょう。

お箸の正しい持ち方を身につける

食事のマナーを身につける

取り組みの実際と関係者

妊産婦・乳幼児栄養指導（管理栄養士・栄養士・保健師）

保育計画に連動した食育の実践（園長・保育士・栄養士・調理士員）

親子（子ども）料理教室（管理栄養士・栄養士・健康推進員・調理師）

農作物の栽培と収穫、調理体験（生産者・農の匠）

学生への食育の実践（大学・短期大学・学生生協・学生サポーター）

学生食堂での栄養成分表示・栄養情報提供（学生生協）

生産者と消費者の交流の場の促進（生産者・食品関連事業者）

健診・保健指導の実施（保険者）

事業所給食での栄養成分表示・栄養情報提供（事業所・食品関連事業者）

飲食店・加工食品等への栄養成分表示      飲食店・食品関連事業者

指針など

日本人の食事摂取基準

妊産婦のための食生活指針

妊産婦のための食事バランスガイド

食生活指針

楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～

食事バランスガイド

一人暮らし・単身者のための食事バランスガイド

子育て世代のための食事バランスガイド

肥満が気になる働き盛り世代の食事バランスガイド

資料

- 17 -

# 食育基本法

食育基本法は、平成16年の第159国会に提出され、平成17年6月10日に成立しました。  
食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十五条）

### 第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

### 第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

### 第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

## 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育

等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資する

よう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」

を「食育推進会議 食育基本法

少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

# 食育推進基本計画の概要

## はじめに

### 1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

### 2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

## 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

### 1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

### 2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

### 3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

### 4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

## 5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

## 6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

## 7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との間の意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

## 第2 食育の推進の目標に関する事項

### 1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

### 2. 食育の推進に当たっての目標値（平成 22 年度）

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加  
70%（平成 17 年度）→90%以上
- (2) 朝食を欠食する国民の割合の減少  
小学生 4%（平成 12 年度）→0%  
20 歳代男性 30%、30 歳代男性 23%（平成 15 年度）→いずれも 15%以下
- (3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加  
21%（平成 16 年度、食材数ベース）→30%以上
- (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加  
60%以上
- (5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加  
80%以上
- (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加  
現状値の 20%以上増加

- (7) 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加  
60%以上
- (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加  
60%以上
- (9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合  
都道府県 100%、市町村 50%以上

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

#### 1. 家庭における食育の推進

- 生活リズムの向上  
朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等
- 子どもの肥満予防の推進  
栄養・運動両面からの肥満予防対策等
- 望ましい食習慣や知識の習得  
学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用
- 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導  
妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等
- 栄養教諭を中核とした取組  
栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等
- 青少年及びその保護者に対する食育推進  
青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

#### 2. 学校、保育所等における食育の推進

- 指導体制の充実  
栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等
- 子どもへの指導内容の充実  
学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等
- 学校給食の充実  
学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

- 食育を通じた健康状態の改善等の推進  
食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等
- 保育所での食育推進  
保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

### 3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践  
日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等
- 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進  
「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等
- 専門的知識を有する人材の養成・活用  
管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等
- 健康づくりや医学教育等における食育推進  
医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等
- 食品関連事業者等による食育推進  
食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

### 4. 食育推進運動の展開

- 食育月間の設定・実施  
食育月間の設定（毎年6月）による重点的・効果的な運動等
- 継続的な食育推進運動  
食育の日の設定（毎月19日）による継続的運動、キャッチフレーズの活用等
- 各種団体等との連携・協力体制の確立  
団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等
- 民間の取組に対する表彰の実施  
民間の食育活動に関する表彰の実施
- 国民運動に資する調査研究と情報提供  
食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等
- 食育に関する国民の理解の増進  
世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等
- ボランティア活動への支援  
ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

## 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- 都市と農山漁村の共生・対流の促進
  - グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等
- 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
  - 子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等
- 農林漁業者等による食育推進
  - 農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等
- 地産地消の推進
  - 地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等
- バイオマス利用と食品リサイクルの推進
  - バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

## 6. 食文化の継承のための活動への支援等

- ボランティア活動等における取組
  - 食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等
- 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用
  - 学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等
- 専門調理師等の活用における取組
  - 高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用
- 関連情報の収集と発信
  - 食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信
- 知的財産立国への取組との連携
  - 食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

## 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- リスクコミュニケーションの充実
  - リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発
- 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
  - 食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等
- 基礎的な調査・研究等の実施
  - 国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等

- 食品情報に関する制度の普及啓発  
食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等
- 地方公共団体等における取組の促進  
地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供
- 食育の海外展開と海外調査の推進  
食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等
- 国際的な情報交換等  
海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

#### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

##### 1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

##### 2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

##### 3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

##### 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。  
また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

##### 5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

# 食育推進計画策定経過

## 【食育推進計画策定会議】

平成 18 年 6 月 13 日	第 1 回会議	食育推進計画策定会議設置、要綱
7 月 5 日	第 2 回会議	計画骨子、食育推進協議会委員について
8 月 28 日	第 3 回会議	食育推進協議会内容について
10 月 23 日	第 4 回会議	食育推進計画（案）策定について
11 月 13 日	第 5 回会議	食育推進計画概要（案）について
平成 19 年 1 月 17 日	第 6 回会議	食育推進計画本文（案）について
3 月 16 日		食育推進計画（案）各課照会

## 【食育推進協議会】

平成 18 年 9 月 8 日	第 1 回協議会	就任依頼、滋賀県らしい食育について
11 月 21 日	第 2 回協議会	計画案（概要版で協議・検討）
平成 19 年 1 月 24 日	第 3 回協議会	本文案検討

## 【県民との意見交換会】

平成 19 年 2 月 9 日	食育推進計画策定に関する意見交換会（大津地域）
2 月 9 日	食育推進計画策定に関する意見交換会（湖東地域）
2 月 13 日	食育推進計画策定に関する意見交換会（湖北地域）
2 月 13 日	食育推進計画策定に関する意見交換会（高島地域）
2 月 14 日	食育推進計画策定に関する意見交換会（南部地域）
2 月 15 日	食育推進計画策定に関する意見交換会（東近江地域）
2 月 15 日	食育推進計画策定に関する意見交換会（甲賀地域）

## 【県民政策コメント】

平成 19 年 3 月 20 日～4 月 19 日	県民政策コメント、お役所ことばチェック
---------------------------	---------------------

## 【議会への報告等】

平成 19 年 1 月 23 日	常任委員会	計画案骨子説明
3 月 6 日	常任委員会	計画案説明
6 月 15 日	常任委員会	結果報告

# 滋賀県食育推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 本県における食育の総合的推進を広く県民に周知し県民運動としての展開を図るため、滋賀県食育推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 滋賀県食育推進計画に関すること。
- (2) 滋賀県食育推進計画事項の推進に関すること。
- (3) 食育推進関係者との連携・協力に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

## (委員)

第3条 推進協議会の委員は、食育活動に関する有識者、団体の中から滋賀県知事が就任を依頼する。

- 2 協議会は、委員35名以内をもって構成する。
- 3 委員の任期は2年間とする。

## (委員長および副委員長)

第4条 推進協議会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、または欠けたとき委員長の職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長があたる。

## (庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

## (部会)

第7条 推進協議会に、必要な場合には部会を設けることができる。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

## 平成18年度滋賀県食育推進協議会委員 (敬称略)

1	滋賀県医師会	理事	杉本寛治
2	滋賀県歯科医師会	常務理事	藤居正博
3	滋賀県薬剤師会	副会長	戸井惠子
4	滋賀県栄養士会		大田初代
5	滋賀県調理師会	常務理事	小野寺和徳
6	滋賀県健康推進員団体連絡協議会	会長	前川初子
7	滋賀県保育協議会	副会長	三上智代
8	滋賀県PTA連絡協議会	副会長	富田安計
9	滋賀県小学校長会	会長	西村邦和
10	滋賀県中学校長会	会長	白石石晴夫
11	私立中学高等学校連合会	綾羽高等学校長	柴原聖嗣
12	全国学校栄養士協議会滋賀県支部	支部長	山川佐代子
13	滋賀県生活協同組合連合会	理事	長岡由里子
14	滋賀県食品衛生協会	理事	遠藤仁兵衛
15	滋賀県旅館生活衛生同業組合	副理事長	片岡哲司
16	日本チェーンストア協会関西支部	幹事	中谷順二
17	滋賀県学校給食会	事務局長	西村弘幸
18	滋賀県指導農業士会	会長	西村久子
19	J Aしが女性協議会	副会長	中島一枝
20	こだわり滋賀ネットワーク	コーディネーター	成田賀寿代
21	滋賀県食品産業協議会	会長	中川治雄
22	滋賀県中小企業団体中央会	事務局長	橋詰隆祥
23	滋賀県労働者福祉協議会	業務推進主任	宇川加代子
24	滋賀県地域女性団体連合会	常任理事	上阪よう子
25	京都新聞社(報道機関)	編集局長	十倉良一
26	滋賀医科大学	教授	上島弘嗣 (委員長)
27	滋賀大学	教授	堀越昌子 (副委員長)
28	びわこ成蹊スポーツ大学	専任講師	河合美香
29	滋賀の食事文化研究会	副会長	中村紀子
30	滋賀県市長会	高島市役所	森脇博人
31	滋賀県町村会	虎姫町役場	野口成人
32	滋賀県保健所長会	会長	角野文彦

## 食育推進計画策定会議構成課

政策調整部	企画調整課
県民文化生活部	県民生活課 生活衛生課食の安全推進室
健康福祉部	健康福祉政策課 子ども家庭課
商工労働部	商業観光振興課
農政水産部	農村振興課
教育委員会	学校教育課 生涯学習課

## 平成18年度食育関係幹事課 (事務局)

農政水産部	環境こだわり農業課	課長	永井嘉和
		参事	森本真智子
教育委員会	スポーツ健康課	主幹	豊岡幸二
		課長	西村幸夫
		主幹	木村貞樹
		指導主事	平瀬登代子
健康福祉部	健康推進課	課長	寺尾敦史
		主幹	野村亮三
		副主幹	山藤みゆき
		管理栄養士	井上由理